札幌市都市景観条例の改正について

説明資料３

札幌市都市景観条例の改正の方向性

	現　　行	改正の方向性	備考
名称	札幌市都市景観条例	札幌市景観条例	名称変更
目次		前文	追加
	第１章　総則(第１条 - 第11条)	第１章　総則	
	第２章　景観計画(第12条 - 第15条)	第２章　景観計画	
	第３章　行為の届出等	第３章　行為の届出等	
	第１節　事前協議(第16条)	第１節　事前協議	
	第２節　景観法に基づく行為の届出等(第17条 - 第23条)	第２節　景観法に基づく行為の届出等	
	第３節　建築物等の除却等の届出(第24条 - 第27条)	第３節　建築物等の除却等の届出	
	第４節　公表(第28条)	第４節　公表（第28条）	
		第４章　景観プレ・アドバイス	追加
	第４章　景観重要建造物等	第５章　景観重要建造物等	
	第１節　景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等(第29条 - 第35条)	第１節　景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等	
	第２節　札幌景観資産の指定等(第36条 - 第41条)	第２節　札幌景観資産の指定等	
	第３節　景観重要建造物等に配慮した都市景観形成(第42条)	第３節　景観重要建造物等に配慮した景観形成	「都市」削除
		第４節　活用促進景観資源	追加
		第６章　地域ごとの景観まちづくりの推進	追加
	第５章　表彰、助成等(第43条、第44条)	第７章　表彰、助成等	
	第６章　都市景観審議会(第45条)	第８章　景観審議会	「都市」削除
	第７章　雑則(第46条)	第９章　雑則	
	附則	附則	